



医療費は無料、
休業・障害・遺族補償も

工作中的ケガ・現場へ行く途中の事故等、災害が発生したときは・・・

●治療費（療養補償給付）	全額無料です。
●仕事を休んだとき（休業補償給付）	休業4日目から働けるようになるまで、1日につき給付基礎日額の80%が支給されます。
●障害が残ったとき	障害補償年金や障害補償一時金が支給されます。
●死亡事故のとき	遺族補償年金あるいは遺族補償一時金とともに葬祭料が支給されます。

労災保険の給付事例



たとえば
給付基礎日額
8,000円/40歳
家族：妻、子供2人



仕事上のけがで90日間休業した場合	
治療費	全額
休業補償	休業4日目から 治癒まで (8,000円 × 80% × 87日) 556,800円
仕事上のけがで障害等級4級の障害が残った場合	
障害補償	年金(年間) 1,704,000円
	特別支給額(一時金) + 2,640,000円
仕事上のけがで死亡した場合	
遺族補償	年金全額 1,784,000円
	特別支給額(一時金) + 3,000,000円
	葬祭料(一時金) + 555,000円

思わぬ災害に備えるSR加入で安心・安全

ひとり おやかた
一人親方のための労災保険

思わぬ災害に備える

SR加入で安心・安全



特別加入
ご案内

【お問い合わせ・資料請求はお電話、メールでどうぞ】
鹿児島SR建設業労災センター

〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田1-41-8 ユーミーリンクビル202（鹿児島SR経営労務センター内）

☎099-258-4466

FAX:099-202-0484 <http://www.kagoshima-sr.com>
E-mail kagoshima-sr@po2.synapse.ne.jp

- 労働者を雇用していない一人親方も条件がそろえば労災保険に特別加入することができます。
(鹿児島県、宮崎県、熊本県内に居住する方で当センターに加入すること)
- 労働者を使用しないで建設の事業(土木・建築その他の工作物の建設・改造・保存・変更・破壊もしくは、解体又はその準備の作業)に従事している方が対象です。
- 大工・左官・とび・石工・塗装工・内装工・配管工・土木・電気工事工・建設機械オペレーター・建具工等が該当しますが、特に職種の限定はありません。労災加入証明を提示しないと、現場に入れないケースも増えています。

社会保険労務士が、貴方に代わって療養の費用請求及び休業(補償)給付支給請求の手続きを行います。

(参考) 業務上・外の認定基準

一人親方等である特別加入者について、保険給付の対象となる災害は、事業の種類ごとに、次に該当する業務を行っている場合(業務遂行性)に限られており、災害がその業務によって生じたものであるかどうか(業務起因性)の判断は一般労働者の場合に準ずるとされています。

補償の対象範囲：一人親方等の場合の業務上の認定基準

保険給付の対象となる災害は、加入対象業務を行っている場合に限られています(下記参照)。被災しても保険給付を受けることができない場合がありますので注意してください。

- 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業(手工具程度のもので遂行して通勤する場合は除きます。)及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上
- 通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

保険給付・特別支給金の種類

一人親方の特別加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

()内は、通勤災害の保険給付です。

療養補償給付 (療養給付)	業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合(特別支給金はなし)
休業補償給付 (休業給付)	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため、労働することができない日が4日以上となった場合
障害補償給付 (障害給付)	【障害(補償)年金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合
	【障害(補償)一時金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
傷病補償年金 (傷病年金)	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合

遺族補償給付 (遺族給付)	【遺族(補償)年金】 業務災害又は通勤災害により死亡した場合
	【遺族(補償)一時金】 ①遺族(補償)年金を受け取ることができる遺族がいない場合 ②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け取ることができない場合において、既に支給された年金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合
葬祭料 (葬祭給付)	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合(特別支給金はなし)
介護補償給付 (介護給付)	業務災害又は通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合(特別支給金はなし)

入会手続き

入会ご希望の方は鹿児島SR経営労務センター会員である社会保険労務士を通じて、業務委託をしていただきます。

※担当の社会保険労務士を通じて手続きしますので、直接一人親方ご本人が申し込むことはできません。

特別加入の承認日

所定の手続きが完了し、費用等の入金を確認された後、鹿児島労働局に申請書を提出した日の翌日以降になります。労働局の承認後に「労災保険特別加入者証」を発行致します。

入会費用等

入会の時は、下記の金額を一括納入して下さい。
 入会金 10,000円
 年会費 18,000円(月額1,500円)
 労働保険料 (給付基礎日額によって定められた金額)

※年度途中加入の場合には、年会費が月割りになります。

※入会金・年会費及び労働保険料を、当センターが指定する期日までに納入しないときは、退会となりますのでご注意ください。災害が発生した場合には、当センター又は担当社会保険労務士に速やかに連絡して下さい。

健康診断

特別加入を希望する方のうち、過去に特定作業それぞれの従事期間を超えて当該業務に従事したことがある場合は、加入前に健康診断が必要となりますので、「特別加入時健康診断申出書」「特別加入時健康診断実施依頼書」を労働基準監督署に提出します。後日関係書類が送付されますので、一人親方ご本人が、指定されている医療機関に連絡して日程調整のうえ速やかに受診してください。健康診断を受けられない場合は、特別加入が認められませんので注意してください。また、健康診断受診費用は、国が負担します。

加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に従事した通算期間	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
身体に振動を与える業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断